

定期報告に係る留意事項

【住宅宿泊事業法関係規定】

○住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）

（都道府県知事への定期報告）

第 14 条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数そのたの国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

○住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令・厚生労働省令第 2 号）

（住宅宿泊事業者の報告）

第 12 条 法第 14 条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げるものとする。

- 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
- 二 宿泊者数
- 三 延べ宿泊者数
- 四 国籍別の宿泊者数の内訳

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 15 日までに、それぞれの月の前 2 月における前項事項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

【報告事項の考え方】

「届出住宅に人を宿泊させた日数」

・・・正午から翌日の正午までの期間を 1 日とカウント

（例）6 月 20 日 17 時にチェックインし、24 日の 10 時にチェックアウトした場合は 4 日

「宿泊者数」

・・・届出住宅に宿泊した実際の人数を該当期間で足し合わせた数

※同一人物が同じ届出住宅を連泊で利用した場合は、1 人とカウント

※同一人物が同じ届出住宅を連続せずに複数回利用した場合はそれぞれ 1 人とカウント

（例）3 人が 2 泊 3 日で利用（3 人）、5 人が 6 泊 7 日で利用（5 人）した場合は合計 8 人

（例）同一人物が同じ届出住宅を 6 月に 2 泊利用、7 月に 3 泊利用した場合は合計 2 人

「延べ宿泊者数」

・・・各日の全宿泊者数を該当期間で足し合わせた数

（例）3 人が 2 泊 3 日で利用（6 人）、5 人が 6 泊 7 日で利用（30 人）した場合は合計 36 人

「国籍別の宿泊者数内訳」

・・・日本国内に住所を有しない宿泊者の国籍の内訳を意味します。